

## ものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小学生から大学生までの本道のものづくり産業を支えていく次世代人材の育成に関する取組を行っている法人、団体等を「応援団」という形で集約し、応援団の輪を広げながら、オール北海道で次世代人材の育成を進めるため、これらの法人、団体等を「応援団」の一員として登録する仕組みをつくることにより、一元的な情報発信を通じて、産学官が連携した次世代ものづくり人材の育成促進を図り、もって本道のものづくり産業の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義については、次のとおりとする。

- (1) ものづくり産業とは、原則として日本標準産業分類大分類上の製造業をいう。
- (2) 次世代人材とは、小学生から大学生までの児童、生徒、学生などをいう。
- (3) 人材育成の取組とは、工場（職場）見学、各種体験・実演、講話、インターンシップ、及び法人、団体等が行う独自の取組などをいう。ただし、営利を目的とした取組を除く。
- (4) 法人、団体等とは、道内において事業活動を行う法人、団体、公的機関をいう。

### (登録制度)

第3条 この要綱に定めるものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ登録制度」は、次世代人材をおもな対象に、ものづくり産業に関連する人材育成の取組を行っている法人、団体等を登録するものとする。

### (登録申込み)

第4条 前条の登録を受けようとする法人、団体等（以下「申込者」という。）は、ものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録申込書（第1号様式）、及び登録票（第2号様式）に必要な書類を添付し、知事に申し込むものとする。

### (登録基準)

第5条 知事は、申込者のうち、次の要件を満たす法人、団体等を登録するものとする。

- (1) 次世代人材をおもな対象に、ものづくり産業に関連する人材育成の取組を行っていること。

### (審査)

第6条 知事は、申込書の書類審査を行った上で、必要に応じて申込者に対し、訪問などによるヒアリング調査を実施するものとする。

### (登録)

第7条 知事は、申込者が前条の審査の結果、登録基準を満たすと認められる場合は、当該申込者を登録し、第3号様式により当該申込者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により登録した場合は、申込者にもものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録証（第4号様式）を交付するとともに、法人、団体等の名称、取組の内容等について、道の

ホームページ（産業人材育成ネットワークポータルサイト等）に掲載し、広く周知を図るものとする。

3 前項による登録を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、別に定めるところにより制度のロゴマークを使用できるものとする。

4 知事は、前条の審査の結果、不適格と認めるときは、理由を付してその旨を第5号様式により、当該申込者に通知するものとする。

（有効期間）

第8条 登録の有効期間は、登録者が第5条の登録基準を満たすことができなくなった日までとする。

（変更の届出）

第9条 登録者は、登録申込書に記載した事項に変更があった場合は、速やかにものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録事項変更届（第6号様式）により、知事に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第10条 登録者は、第5条の登録基準を満たさなくなったとき、又は登録継続の意思を失ったときは、速やかにものづくり人材育成応援団「どさんこサポーターズ」登録解除届（第7号様式）により、知事に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第11条 知事は、登録者が登録基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、前条の登録解除届を提出したとき、その他登録者として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すものとし、第8号様式により登録者に通知するものとする。

（所掌）

第12条 この要綱に関する事務は、経済部労働政策局産業人材課において所掌する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

この要綱は、平成26年2月4日から施行する。

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。